

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

## 告示

保安林の指定解除の予定(六二四・北秋田地域振興局農林部)……………1

土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)……………1

## 公告

物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)五件……………1

## 告示

秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙の期日等(九八)……………5

秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者(九九)……………5

秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所等(百)……………5

選挙長告示

秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所(一)……………6

秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるためのくじを行う場所等(二)……………6

## 秋田県告示第六百二十四号

保安林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年七月二十七日

秋田県知事 寺田典城

森 林 の 所 在 場 所			全 面 積		保安林面積	保安林解除	指定の目的	解除の理由		
郡 市	町 村	大字	字	地 番	台 帳 (平方メートル)	見 込 み (ヘクタール)	見 込 み (ヘクタール)	面積見込み (ヘクタール)		
北秋田郡	阿仁町	比立内	赤井沢	一九の一〇	四三、五七六	四・三五七六	四・三五七六	〇・四三五一	なだれの危険防止	道路用地とするため

(関係図面は、省略し、北秋田地域振興局農林部並びに北秋田郡阿仁町役場に備え置いて縦覧に供する。)

平成十六年七月二十七日

秋田県知事 寺田典城

## 公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大館市真中土地改良区から申請があった定款変更について、平成十六年七月二十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年七月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量  
男性用防寒ゴム長靴 三百十四足
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十六年十月二十九日(金)
- (四) 納入場所  
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を含め、平成十六年七月二十七日(火)から同年八月五日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十六年八月十一日(水) 午前十時四十五分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効
- (三) 規則第六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (六) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年七月二十七日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量  
男性用防寒革靴 三百二十四足
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十六年十月二十九日(金)
- (四) 納入場所  
県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年七月二十七日(火)から同年八月五日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年八月十一日(水)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年七月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

男用短靴(外羽根式) 五百二十七足

購入物品の仕様等

(二) 入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年十月八日(金)

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年七月二十七日(火)から同年八月五日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年八月十一日(水)午前十一時十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

## (四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

## (五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年七月二十七日

秋田県知事 寺田典城

## 一 入札に付する事項

## (一) 購入物品名及び数量

男性用短靴（スリッポン式） 七百二十二足

## (二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

## (三) 納入期限

平成十六年十月八日（金）

## (四) 納入場所

県が指定する場所

## 二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

## 三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

## (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年七月二十七日（火）から同年八月五日（木）までの期間、随時交付する。

## 四 入札執行の日時及び場所

平成十六年八月十一日（水）午前十一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

## 五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

## 六 その他

## (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## (二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

## (三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

## (四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

## (五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年七月二十七日

秋田県知事 寺田典城

## 一 入札に付する事項

## (一) 購入物品名及び数量

男性用靴下六足一組 八百三組

## (二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

## (三) 納入期限

平成十六年九月二十四日（金）

## (四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

(一) 秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年七月二十七日(火)から同年八月五日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年八月十一日(水)午前十一時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(四) その他

詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第九十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条第一項において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定により、任期満了による秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙を次のとおり行うことと定められたので、告示する。

平成十六年七月二十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

- 一 選挙期日 平成十六年八月五日
- 二 選挙すべき委員の数 六人

秋選管告示第九十九号

平成十六年八月五日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条第一項において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条において準用する公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、告示する。

平成十六年七月二十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

一 選挙長

秋田市飯島緑丘町二番二十二号 細谷 金太

二 選挙長の職務を代理すべき者

秋田市下浜桂根字境川百七十三番地 齊藤 八郎

秋選管告示第百号

平成十六年八月五日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の開催場所及び日時を、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条第一項において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により次のとおり定めたので、告示する。

平成十六年七月二十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選 挙 長 告 示

- 一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁正庁
- 二 日時 平成十六年八月六日 午後二時三十分

選挙長告示第一号

平成十六年八月五日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を、公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）第四条の規定により次のとおり定められたので、告示する。

平成十六年七月二十七日

秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長 細谷 金太

- 一 平成十六年七月二十七日正午前

秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎三十四会議室

- 二 平成十六年七月二十七日正午以後

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務室

選挙長告示第二号

平成十六年八月五日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条の規定により次のとおり定められたので、告示する。

平成十六年七月二十七日

秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長 細谷 金太

- 一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務室

- 二 日時 平成十六年八月三日 午前十時

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
 E-mail:matsubara@matsubaramatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原印刷社

